

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県消費者施策推進計画」（素案））

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|---------------|---|--|---------------|--|--------------|
| 1 | 計画全般 | — | 消費生活センターの存在を知らない人でも気軽に相談できるよう、敷居を下げる工夫をしてほしい。 また、相談内容が非常に多様なので、総合窓口のようなものがあれば良いと思う。 | 0 | 引き続き、広報等により消費生活センターの周知に努めてまいります。 また、消費生活以外の相談が寄せられた場合には、関係機関の相談窓口等を調べ、情報提供しています。 | D（参考） |
| 2 | 計画全般 | — | 各市町村に消費生活センターが開設され、非常に相談しやすくなったと感じている。 | 0 | 引き続き、市町村の相談体制の充実に向けた支援を行っていきます。 | F（その他） |
| 3 | 第2章 現状 と課題 | 6 | P6-「イ 県の状況」について、全市町村に相談体制が整備されたとあるが、記載されていない市町村があるので、整理した方が良いのではないかと。 | 0 | いただいた意見を参考に、「盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、一関市、釜石市、二戸市には近隣市町村との連携による広域センター、花巻市、遠野市、奥州市には単独のセンターが設置されるなど、平成25年4月、全市町村において消費生活相談体制が整備されました。」としました。 | A（全部反映） |
| 4 | 第2章 現状 と課題 | 6 | 全市町村に相談体制が整備されたとあるが、市町村中心の相談体制になったことでどのように変わったのか、現状の分析をしっかりと行い、課題がある場合には、その対応策について検討し、計画に盛り込む必要があるのではないかと。 | 0 | いただいた意見を参考に、P6-「イ 県の状況」に、現状の分析として『「過去5年間の相談件数の推移」のグラフを見ると、市町村の相談体制整備に伴い、県に寄せられる相談件数は減少する一方、市町村に寄せられる相談件数は増加しており、住民の方により身近な市町村での相談受付が進んでいると言えます。』と挿入しました。 市町村中心の相談体制は緒に就いたばかりであり、技術的な支援や消費生活相談員の資質向上に向けた取組など、市町村の相談体制の維持・充実に向けた支援が必要であると考えております。 | A（全部反映） |

意見検討結果一覧表

(案名：「岩手県消費者施策推進計画」（素案））

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|---------------|----|---|---------------|---|--------------|
| 5 | 第2章 現状 と課題 | 10 | 多重債務関係で、現計画に関する取組の中での問題点等があれば教えてほしい。 | 0 | P4-「オ 多重債務相談は減少、各種施策との連携が必要」に記載しているとおり、多重債務に関する県の相談受付件数は、ピークであった平成20年度の2,213件から平成25年度には148件と、10分の1以下にまで減少しています。しかし、多重債務問題は、債務を整理すれば解決というわけではなく、背後に抱えている多様な問題にも対応していく必要があります。 相談内容に応じて、より一層関係機関と連携・協力し、生活再建等に取り組んでいきたいと考えております。 | F（その他） |
| 6 | 第3章 施策 の方向 | — | 様々なところで関係機関の情報共有がスムーズに行くようにしてほしい。 | 1 | 実際の相談対応等の場面で、必要に応じて関係機関と情報共有を行っておりますが、今後、更に有効な情報共有の仕方等について検討していきたいと考えております。 | D（参考） |
| 7 | 第3章 施策 の方向 | 11 | 特に強化して取り組むのが、高齢者の被害防止と消費者教育ということか。 | 0 | 高齢者の消費者被害が増加していることから、見守り活動を行う関係団体等と連携し、啓発を行っていききたいと考えております。 また、消費者教育推進法が施行され、消費者教育の重要性が高まっていることから、学校との連携やライフステージに応じた消費者教育の推進に努めてまいります。 | F（その他） |
| 8 | 第3章 施策 の方向 | 11 | 基本目標として「消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上を図る」とあるが、基本目標を設定した意図を説明してほしい。 また、積極的に消費者被害のない環境づくりを進めていくと言った場合、今回の計画のどの施策・項目がそれに当たるのか教えてほしい。 | 0 | 計画に掲げた各種施策を計画的に着実に実施することで、消費者被害のない地域づくりを積極的に進め、もって消費生活の安定と向上を図っていききたいと考えております。 | F（その他） |

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県消費者施策推進計画」（素案））

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|---------------|----|---|---------------|--|--------------|
| 9 | 第3章 施策 の方向 | 11 | 基本目標に「消費者市民社会」と入れるなど、「消費者市民社会を目指す」いうことをもっと強調してほしい。 消費者教育推進法が施行されたところであり、「消費者市民社会」という概念を広めていくべきである。 | 4 | 「消費者市民社会」という用語の意味や考え方は、まだ一般には分かりにくいいため、基本目標にはなじまないと考えております。 なお、「消費者市民社会」については、消費者教育推進法における定義や用語解説を計画に記載し、概念が広まるよう努めているところです。 | C（趣旨同一） |
| 10 | 第3章 施策 の方向 | 12 | 教育委員会事務局でも、消費者教育の推進の重要性について認識しているということが良いか。 | 0 | 文部科学省からも消費者教育の推進に関する様々な通知等が出ているほか、P27「学校における消費者教育の推進」事業については、平成26年度から教育委員会事務局と連携して実施しております。 | F（その他） |
| 11 | 第3章 施策 の方向 | 12 | 学校における消費者教育の推進について、学校の先生が教えたり、外部講師を呼んだり、様々なバリエーションが考えられるが、どのように学校サイドと調整していく予定なのか。 | 0 | P27「学校における消費者教育の推進」事業については、平成26年度から実施しておりますが、教育委員会事務局や各学校とこまめに打合せや情報共有を行うなど、連携を図りながら事業を進めています。 | F（その他） |
| 12 | 第3章 施策 の方向 | 12 | 学校での消費者教育の推進について、県では具体的にどのようなことをやっていくのか。各市町村でも学校に対する消費者教育を行っているかと思うが、役割分担がされているのか。 | 0 | P27に具体的に記載していますが、「学校における消費者教育の推進」事業として、平成26年度から、学校の先生を対象とした研修会・先進校等調査の実施や、消費者教育推進専門員による学校訪問等を通じた啓発活動・情報提供を行っており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。 また、P25「消費生活全般に関する教育の実施」事業として、ライフステージに応じた消費生活セミナー等も実施してまいります。 県と市町村の役割分担は特にされていませんが、双方から働きかけを行うことで、消費者教育の機会が増加すると考えております。 | F（その他） |
| 13 | 第3章 施策 の方向 | 12 | 消費者教育推進法が施行されたことによって、消費者教育について今後どう取り組んでいくかというような定期的な打合せ等を教育委員会事務局と行っているのか。 | 0 | 定期的な打合せの機会はありませんが、P27「学校における消費者教育の推進」事業については、打合せ等を行いながら、教育委員会事務局と連携して実施しております。 | F（その他） |

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県消費者施策推進計画」（素案））

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|------------------------|----|--|---------------|---|--------------|
| 14 | 第3章 施策 の方向 | 12 | 学校教育の中で「消費者教育」をしっかり位置付けて取り組んでほしい。 | 1 | 文部科学省の動きも見ながら、教育委員会事務局や関係団体と連携して体系的・総合的な消費者教育の推進に努めてまいります。 | C（趣旨同一） |
| 15 | 第3章 施策 の方向 | 12 | P12-（3）-アに「高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実」とあるが、未然防止だけでなく、被害に遭った時にどうするか、例えば心のケアなども含めて、しっかり対応してほしい。 | 0 | 複雑化・巧妙化する相談に対応するため、研修等を行ったり、弁護士の無料相談を実施するなど、関係機関と連携しながら、引き続き、消費者被害の救済に向けた取組を行ってまいります。 | C（趣旨同一） |
| 16 | 第3章 施策 の方向 | 13 | P13-（5）に「市町村・関係機関等との連携及び活動支援」とあるが、庁内連携が不十分と感じることもあるため、庁外との連携だけでなく、庁内連携も必要ということをどこかに記載してほしい。 | 0 | 庁内連携の重要性については認識しており、P36「オール岩手の連携・協働」事業に記載しており、県の関係室課も含めたネットワーク会議を開催し、情報共有に努めております。 | C（趣旨同一） |
| 17 | 第3章 施策 の方向 | 13 | 多重債務に陥っている人は相談しにくいものと思う。 | 0 | 引き続き、広報等により潜在化している多重債務相談者を掘り起こすとともに、より一層関係機関と連携・協力し、生活再建等に取り組んでいきたいと考えております。 | D（参考） |
| 18 | 事業編：事業 概要及び主要 指標 | 18 | 商品テストは今も行っているのか。 | 0 | 試買テストとして年間1品目実施しているほか、設備等の関係で対応できないものについては、国民生活センター等に対応を依頼しています。 | F（その他） |
| 19 | 事業編：事業 概要及び主要 指標 | 26 | 出前講座はお願いすればどこでも来ていただけるのか。 | 1 | 実施希望日の1か月前までにお申込みいただければ対応します。 | F（その他） |
| 20 | 事業編：事業 概要及び主要 指標 | 28 | インターネットは小学生から使っている子も多く、ネット関係のトラブルは気軽にやってしまうのが怖いところ。子どもの方がネットに関する知識が豊富で、正す大人の方が後手後手に回らないように、親に対する啓発にも力を入れていただきたい。 | 0 | P28「情報モラル教育の推進」事業等により、学校や関係機関と連携して、高度通信社会に対応した消費者教育を行っていききたいと考えております。 | D（参考） |

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県消費者施策推進計画」（素案））

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|----------------|---------------|---|---------------|---|--------------|
| 21 | 事業編：事業概要及び主要指標 | 36 | P36－(5)－イ－「② 消費者団体との連携・活動支援」について、事業概要に「適格消費者団体の設立の動きがある場合は、消費者契約法の制度の趣旨に基づき、適切に対応します。」とあるが、「設立を支援する」というような表現にはできないのか。 | 0 | いただいた意見を参考に、「消費者契約法の制度の趣旨に基づき、適格消費者団体の設立の動きがある場合は、必要に応じて情報提供を行うなど、支援を行います。」と改めました。 | A（全部反映） |
| 22 | 主要指標一覧 | 38 41 | この施策を進めたことによってどのように変わったのかという効果の検証の目標がないように思う。効果の検証を行うのは非常に難しいというのはよく分かるが、今後、効果の検証を含めた計画にしていければいいと思う。 | 0 | この計画は、消費者施策の具体的な事業実施計画という位置づけであることから、実施回数というような指標設定としているものです。 なお、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて事業等の見直しを行うこととしております。 | C（趣旨同一） |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

備考2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |

備考3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

備考4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。